

本審査基準の運用について

1 本審査基準は、関係団体等の意見を踏まえて特許庁において検討し、決定したものです。したがって、商品・役務の類否を審査する場合はすべてこの基準によることとなります。ただし、審査基準は、本来生きた経済に即応すべきものであり、概念的に割り切って類似範囲を固定化する趣旨ではありませんので、本審査基準において □（四角カッコ）で囲った見出しの商品・役務に含まれるものは、原則として、互いに類似する商品・役務であると推定するものです。

本審査基準は全審査官の統一的基準ですが、具体的、個別的に商品・役務の類否を審査する際ににおいて、あるいは商取引、経済界等の実情の推移から、この基準で類似と推定したものでも非類似と認められる場合又はこの基準では類似としていないものでも類似と認められる場合もあり得ます。

2 類を超えた類似商品・類似役務についての運用は以下のとおりとします。

□（四角カッコ）の下の []（かぎカッコ）内に表示した他の類は、四角カッコ内に表示した類似群コードと同一の類似群コードを有する商品・役務が当該他の類にも存在することを表し、その四角カッコで囲った見出しの商品・役務に含まれる商品・役務と、当該他の類に存在する商品・役務とは、原則として互いに類似商品・類似役務であると推定するものです。

これらの他類間類似商品・役務の類否の審査においては、十分慎重を期し、「他類間類似商品・役務一覧表」を活用した審査を行うこととします。

3 商品と役務の類似について

商標法第2条第2項に規定する役務（以下「小売等役務」といいます。）を指定した出願については、類似と推定する商品の範囲もクロス・サーチを行い、商品を指定した出願については、類似と推定する小売等役務の範囲もクロス・サーチを行います。

4 備考欄について

本審査基準には、（備考）を用いて、「○○は△△に類似と推定する」旨の記載があります。これは、実務上、○○及び△△で明記された指定商品・指定役務の関係において、職権でクロス・サーチを行うことは困難なもの、商標法施行規則第19条に基づく情報の提供があった場合等には、可能な範囲でクロス・サーチを行うという意味です。

5 複数の類似群コードが付された商品・役務の運用について

複数の類似群コードが付された商品・役務は、特に備考欄に記載がある場合を除き、①同一の複数の類似群コードが付された商品・役務、又は②そのうちの一の類似群コードが付された商品・役務について互いに類似するものと推定します。

したがって、例えば、第9類「電子出版物」（26 A 01・26 D 01）は、第9類「イ

ンターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ」(24E02・26D01)、「映写フィルム、スライドフィルム、スライドフィルム用マウント」(26D01)、第16類「印刷物」(26A01)及び「写真」(26D01)並びに第20類「写真立て」(26D01)のそれぞれの商品に類似と推定します。

6 国際分類上の商品・サービスの変更若しくは省令別表に記載されていない商品・役務の追加等があつて本審査基準の商品・役務を変更する必要があるときは、速やかに対応し公示します。

7 本審査基準は2024年1月1日から適用します。